

日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月十五日

川田龍平

参議院議長 山崎正昭殿

日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する質問主意書

私がこれまで提出した一連の日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）六ヶ所再処理工場（以下「六ヶ所再処理工場」という。）の高レベル廃液に関連する質問主意書及びそれらに対する答弁書に関し、以下質問する。

「東海再処理工場、六ヶ所再処理工場の安全規制等に関する質問主意書」（第百八十三回国会質問第三一号）に対する答弁書（内閣参質一八三第三一号）二の4についてで、二〇一三年二月一日現在、六ヶ所再処理工場における高レベル廃液の貯蔵量及び貯蔵されている高レベル廃液に含まれるセシウム一三七の含有量の推定値について、それぞれ、約二百二立方メートル、約五百二十ペタベクレルとの答弁があった。

一方、「再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する再質問主意書」（第百八十九回国会質問第一二三号）に対する答弁書（内閣参質一八九第一二三号）一についてで、二〇一五年三月四日現在の六ヶ所再処理工場における高レベル廃液の貯蔵量約二百二十三立方メートルに含まれるセシウム一三七の放射エネルギーについて、約五百二十ペタベクレルとの答弁があった。

この間ガラス固化体は五十一体製造され、そのうち二十五体は高レベル廃液をガラス固化した正式の基準

を満たす固化体であるとの報告が二〇一三年七月二十六日に日本原燃から国へなされている。

高レベル廃液が、ガラス固化されたにもかかわらず、セシウム一三七の放射エネルギーが固化前後とも約五百二十ペタベクレルと変化していないのはなぜか。ガラス固化され除かれたセシウム一三七の放射エネルギーを示し、変化していない詳細な理由を明らかにされたい。

右質問する。